

令和8年6月15日

関係団体各位

山口労働局雇用環境・均等室長
山口労働局労働基準部長

「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援助成金」の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、生産性を高めながら事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げや、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等を対象に助成する「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援助成金」の支給を行っています。

本助成金の活用により、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現させ、労働時間の削減や、賃金の引上げを行っていただくことを支援しております。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレット（裏面参照）により、会員企業の皆様方に広く周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や、電子データの送信を希望される場合は、下記担当までお申し付けください。

また、本助成金について無料相談・訪問支援が受けられる「働き方改革サポートオフィス山口」（働き方改革推進支援センター）のリーフレットを同封させていただきますので、会員企業の皆様方に併せて周知くださるようお願いいたします。

山口労働局雇用環境・均等室

電話 083-995-0390

Mail 35roudou@mhlw.go.jp

・業務改善助成金担当

主任 市田

・働き方改革推進支援助成金担当

助成金係長 伊勢屋